

生駒市規則第21号

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則の一部を改正する規則
生駒市特定教育・保育施設における給食費徴収規則（令和元年9月生駒市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「280円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額」を「次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第2項第1号に規定する世帯 30円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (2) 別表第2項第2号に規定する世帯 30円に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (3) 別表第2項第3号に規定する世帯 280円（当該満3歳以上保育認定子どもが第3子以降に該当するときは30円）に当該満3歳以上保育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 教育認定子どもに係る給食費（教育課程に係る教育時間（別表において「教育時間」という。）に提供を受ける場合に限る。）について、1月当たりの欠食日数が連続して10日以上となるときは、次の各号に定める世帯の区分に応じ、当該各号に定める額（欠食日数が月の初日から末日までの全日数にわたるときは当該月の給食費の全額）を当該教育認定子どもの教育・保育給付認定保護者

に還付するものとする。

- (1) 別表第1項第1号アに規定する世帯 30円に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (2) 別表第1項第1号イに規定する世帯 30円に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額
- (3) 別表第1項第1号ウに規定する世帯 240円（当該教育認定子どもが第3子以降に該当するときは30円）に当該教育認定子どもの欠食日数を乗じて得た額

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 教育認定子どもに係る給食費

(1) 教育時間中に提供を受ける場合

		第1子	第2子	第3子以降
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「要保護世帯」という。）	主食費	30円に1月の給食を実施した回数（以下「実施回数」という。）を乗じて得た額		
	副食費	0円	0円	0円
イ 市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税	主食費	30円に1月の実施回数を乗じて得た額		

所得割合算額が77,100円以下の世帯(要保護世帯を除く。)	副食費	0円	0円	0円
ウ その他 の世帯	主食費	30円に1月の実施回数に乗じて得た額		
	副食費	210円に1月の実施回数に乗じて得た額		0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(2) 教育時間外に提供を受ける場合

		第1子	第2子	第3子以降
全世帯	主食費	30円に1月の給食の申込みをした回数(以下「申込回数」という。)に乗じて得た額		
	副食費(おやつ代を除く。)	210円に1月の申込回数に乗じて得た額		
	おやつ代	40円に1月の申込回数に乗じて得た額		

2 満3歳以上保育認定子どもに係る給食費

		第1子	第2子	第3子以降
(1) 要保護世帯	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	0円	0円	0円
(2) 市町村民税が非課税の世帯又は市町村民税所得割合算額が57,699円以下の世帯(要保護世帯を除く。)	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	0円	0円	0円
(3) その他の世帯	主食費	月額600円	月額600円	月額600円
	副食費	月額5,000円	月額5,000円	0円

備考 この表の「市町村民税所得割合算額」とは、令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。